岡山大学経済学会雑誌39(２)，2007，69～85

《資　料》

騎士領リンバッハ（西ザクセン）における領主制地代の償却（７・完）

松　尾　展　成

第１節　ザイデルによる領主制地代償却協定の翻刻（本誌37巻３号）
第２節　全国委員会文書第1659号（本誌38巻１号）
第３節　全国委員会文書第1660号
第４節　全国委員会文書第8173号（本誌38巻２号）
第５節　全国委員会文書第902号
第６節　全国委員会文書第1163号（本誌38巻３号）
第７節　全国委員会文書第6470号
第８節　全国委員会文書第6834号（本誌38巻４号）
第９節　全国委員会文書第10677号（本誌39巻１号）
第10節　封建的諸義務償却一時金の種目別・村別合計額
⑴　封建的諸義務償却一時金の６種目別合計額
⑵　封建的諸義務償却一時金の合計額

第10節　封建的諸義務償却一時金の種目別・村別合計額

⑴　封建的諸義務償却一時金の６種目別合計額

騎士領リンバッハに関して本稿が検討した全国委員会文書は８編であり，償却の対象となった義務の圧倒的大部分は，騎士領領主支配下の領民を義務者とする領主制地代であった．しかし，その８編の中には，騎士領領主を義務者とする１編，第6834号（第８節）も含まれていた．そこで，償却の対象となった諸義務のすべてを，すなわち，領民を義務者とするものと騎士領領主を義務者とするものとを，一括して，封建的諸義務と総称することにしよう．

これらの封建的諸義務の償却に関する協定の締結と全国委員会による承認の年を付けて，文書番号順に見ると，８編の協定は1837年締結・38年承認の第902号（本稿第５節・建築賦役），1838年締結・39年承認の第1163号（第６節・賦役），1839年締結・40年承認の第1659号（第２節・賦役）と第1660号（第３節・賦役と現物貢租），1847年締結・承認の第6470号（第７節・保有移転貢租），1848年締結・承認の第6834号（第８節・放牧権と地役権．ただし，上記のように義務者は騎士領領主であった），1851年締結・承認の第8173号（第４節・保有移転貢租）および1853年締結・54年承認の第10677号（第９節・貨幣貢租）である．

本稿第２－第９節の検討結果に基づいて，まず当騎士領における封建的諸義務の種目別償却一時金合計額（ただし，貨幣貢租の場合には想定償却一時金額）の算出を試みよう．そのために以下を想定することにする．第１に，当騎士領のすべての領主制地代は，第6834号を除く７協定によって，償却された[1]．第２に，全国委員会は償却の提議・決済種目を，賦役，現物貢租，保有移転貢租，貨幣貢租，放牧権，狩猟権，その他の地役権，製粉強制権とビール販売権の９種目に区分して，公表している[2]．本稿では，全国委員会に倣って，建築賦役を通常の賦役と同一視しよう．また，第1660号で償却された「賦役」は，第３節で述べた理由から，手賦役と見なす．その結果として，当騎士領に関連する封建的諸義務は，⑴賦役，⑵現物貢租，⑶保有移転貢租，⑷貨幣貢租，⑸放牧権，⑹その他の地役権（以下では地役権と略記）の６種目となる．ただし，第6834号は⑸と⑹を一括して，償却の対象としている．

当騎士領に関する封建的諸義務償却一時金を種目別に合計しようとすると，その間の1841年における貨幣制度の改革が考慮されねばならない[3]．すなわち，1840年鋳貨法は，鋳貨単位の名称ターラー，グロッシェンとプフェニヒを旧来のまま存続させたけれども，それぞれの金含有量を$2\frac{7}{9}$％減量させた．そのために，本節はターラー，グロッシェン，プフェニヒを40年の新制度以前についてはそれぞれ AT，AG，AP と記し，それ以後については NT，NG，NP と記すことにした．そして，以下の方法で封建的諸義務償却一時金額の概算値を求めよう．⑴旧貨幣制度による４協定（したがって，39年に締結され，40年に承認された第1659号と第1660号を含む）については，旧鋳貨単位の種目別・村別償却一時金額を，AP 額を切り捨てた後，旧鋳貨と新鋳貨の換算表である40年鋳貨法施行令[4]別表 A を用いて，新鋳貨単位のそれに換算する．換算後に出てくる NP 額と NG 額は切り捨てる．ただし，個々の償却一時金額が上記別表 A に記載されていない場合，（ｉ）一旦それを同表記載の金額に（例えば，20AT20AG を18AT＋２AT20AG に）分割し，それらをそれぞれの新鋳貨額に換算する．換算後に出てくる NP 額は切り捨てる．（ii）換算された NT 額と NG 額との合計額から，NG 額を切り捨てる．⑵新貨幣制度による協定については，原表の T を，数値はそのままで NT に書き換えるとともに，NG 額と NP 額をすべて切り捨てる．このやや乱暴な操作によって，NT を共通単位とする償却一時金概算額が，全協定について得られる．もちろん，ここで算出された金額は，AP 額全部と AG 額の一部の切り捨て，および，NG 額・NP 額全部の切り捨て（旧鋳貨単位の金額の換算・加算後のそれを含む）によって，正確な換算値よりもいくらか小さくなる．

以下の第１－第５表は，上記６種目の封建的諸義務償却一時金概算額を種目別・村別に示し，その種目について（賦役にあっては種類についても）複数の協定がある場合には，合計額を計算したものである．ただし，第４表（貨幣貢租）は想定償却一時金額を示し，第５表は放牧権と地役権を一括している．その場合，表中の（Ⅰ）の数値は本稿第５節第２表（1838年承認の第902号協定）を，（Ⅱ）は第６節第５表（1839年第1163号）を，（Ⅲ）は第２節第６表（1840年第1659号）を，（Ⅳ）は第３節第８表（1840年第1660号）を，（Ⅴ）は第７節第３表（1847年第6470号）を，（Ⅵ）は第８節第１表（1848年第6834号）を，（Ⅶ）は第４節第４表（1851年第8173号）を，（Ⅷ）は第９節第16表（1854年第10677号）を基礎としている．また，これらの協定に記録された村落名のうち，リンバッハをｉ，ケンドラーをii，オーバーフローナをiii，ブロインスドルフをiv，ケーテンスドルフをｖ，ミッテル

フローナをvi，ブルカースドルフをvii，ニーダーフローナをviii，ライヒェンブランドをix，グリューナをx，モースドルフをxi，ゲッパースドルフをxiiと略記する．各表中の順序は協定のとおりである．ある種目（賦役の場合には種類）で1協定が1村だけに係わる場合，合計額欄は設けなかった．なお，（Ⅱ）（vi）の「土地」は「耕地」とし，（Ⅴ）（ｖ）の義務者内訳は一部修正した．

第1表　賦役償却一時金の種目別・村別合計額

（ａ）連畜賦役

（Ⅰ）(viii)（18フーフェ地）≒70AT20AG≒72NT

(ix)（10フーフェ地）＋（ｘ）（20フーフェ地）合計額（30フーフェ地）≒83AT 8 AG≒85NT

(iv)（1フーフェ地）≒ 8 AT 8 AG≒ 8 NT

4村（iv，viii－ｘ）合計額（49フーフェ地）≒162AT12AG≒167NT

（Ⅱ）（ⅰ）（8フーフェ地）≒1,647AT22AG≒1,693NT

(iii)（15フーフェ地）≒3,135AT10AG≒3,222NT

(vi)（5フーフェ地）≒1,162AT12AG≒1,194NT

（ｖ）（11フーフェ地）≒1,625AT–AG≒1,670NT

4村（ⅰ，iii，ｖ，vi）合計額（39フーフェ地）≒7,570AT20AG≒7,781NT

（Ⅲ）（ⅱ）（6園地）≒343AT18AG≒353NT

（ｂ）手賦役

（Ⅰ）(viii)（10フーフェ地）≒20AT20AG≒21NT

（Ⅱ）（ⅰ）（4フーフェ地と1家屋）≒289AT14AG≒297NT

(iii)（4フーフェ地と3園地）≒277AT12AG≒285NT

(vi)（3フーフェ地と1「耕地」）≒266AT16AG≒274NT

（ｖ）（3フーフェ地）≒150AT–AG≒154NT

（ⅱ）（1園地）≒18AT18AG≒19NT

5村（ⅰ－iii，ｖ，vi）合計額（14フーフェ地，4園地，1家屋と1「耕地」）≒1,002AT12AG≒1,030NT

（Ⅲ）（ⅰ）（154家屋）≒2,867AT23AG≒2,947NT

（ｖ）（1園地と74家屋）≒1,284AT 9 AG≒1,320NT

（ⅱ）（6園地と5家屋）≒256NT

3村（ⅰ，ⅱ，ｖ）合計額（7園地と233家屋）≒4,523NT

（Ⅳ）(iii)（8園地，46家屋と1水車）＝570AT20AG≒586NT

(vi)（1園地と23家屋）≒246AT 2 AG≒252NT

(iv)（2園地と5家屋）＝103AT 3 AG≒105NT

3村（iii，iv，vi）合計額（11園地，74家屋と1水車）≒920AT 1 AG≒945NT

（ｃ）特殊な賦役

（Ⅲ）（ⅰ）（1水車）400AT–AG≒411NT

（ｄ）賦役合計（ａ＋ｂ＋ｃ）

(Ⅰ)(viii)(28フーフェ地) ≒91AT16AG≒94NT

(ix)(10フーフェ地)＋(ｘ)(20フーフェ地) 2村合計額 (30フーフェ地) ≒83AT 8 AG≒85NT

(iv)(1フーフェ地) ≒ 8 AT 8 AG≒ 8 NT

4村 (iv, viii－ｘ) 合計額 (59フーフェ地) ≒183AT 8 AG≒188NT

(Ⅱ)(ⅰ)(12フーフェ地と1家屋) ≒1,937AT12AG≒1,991NT

(iii)(19フーフェ地と3園地) ≒3,412AT22AG≒3,507NT

(vi)(8フーフェ地と1「耕地」) ≒1,429AT 4 AG≒1,468NT

(ｖ)(14フーフェ地) ≒1,775AT–AG≒1,824NT

(ii)(1園地) ≒18AT18AG≒19NT

5村(ⅰ－iii, ｖ, vi) 合計額(53フーフェ地, 4園地, 1家屋と1「耕地」)≒8,573AT 8 AG≒8,811NT

(Ⅲ)(ⅰ)(154家屋と1水車) ≒3,267AT23AG≒3,358NT

(ｖ)(1園地と74家屋) ≒1,284AT 9 AG≒1,320NT

(ii)(6園地と5家屋) ≒592AT23AG≒609NT

3村 (ⅰ, ii, ｖ) 合計額 (7園地, 233家屋と1水車) ≒5,145AT 7 AG≒5,288NT

(Ⅳ)(iii)(8園地, 46家屋と1水車) ＝570AT20AG≒586NT

(vi)(1園地と23家屋) ≒246AT 2 AG≒252NT

(iv)(2園地と5家屋) ＝103AT 3 AG≒105NT

3村 (iii, iv, vi) 合計額 (11園地, 74家屋と1水車) ≒920AT 1 AG≒945NT

第2表 現物貢租償却一時金の村別合計額

(Ⅳ)(vi)(10フーフェ地と1園地) ≒1,178AT 3 AG≒1,210NT

(xi)(1フーフェ地) ≒127AT10AG≒130NT

(vii)(1フーフェ地と1園地) ≒ 6 AT 6 AG≒ 6 NT

(xii)(1水車) ≒ 3 AT 3 AG≒ 3 NT

4村 (vi, vii, xi, xii) 合計額 (12フーフェ地, 2園地と1水車) ≒1,314AT22AG≒1,351NT

第3表 保有移転貢租償却一時金の村別合計額

(Ⅴ)(ⅰ)(9「農民」地, 5園地, 155家屋, 1建築用地, 1水車, 1「耕地と採草地」および11「耕地」) ＝4,587NT–NG＝4,587NT

(ii)(7園地と2家屋) ＝296NT20NG≒296NT

(iii)(11「農民」地, 13園地, 24家屋, 1建築用地, 2水車と15「耕地」) ＝2,155NT 7 NG≒2,155NT

(iv)(1「農民」地と7家屋) ＝227NT 2 NG≒227NT

(ｖ)(7「農民」地, 4園地, 63家屋と1水車) ＝1,727NT 7 NG≒1,727NT

(vi)(4家屋) ＝25NT27NG≒25NT

(vii)(1「農民」地) ＝112NT27NG≒112NT

7村（ⅰ－vii）合計額（29「農民」地，29園地，255家屋，2建築用地，4水車，1「耕地と採草地」および26「耕地」）＝9,132NT 2 NG≒9,132NT

（Ⅶ）（ⅰ）（5農民地，35家屋，2「耕地」，1「採草地と池」および1「耕地，採草地と池」）＝1,038NT10NG≒1,038NT

（ⅱ）（1園地と1家屋）＝112NT 5 NG≒112NT

（ⅴ）（4農民地，12家屋および1「採草地と森林」）＝220NT15NG≒220NT

3村（ⅰ，ⅱ，ⅴ）合計額（9農民地，1園地，48家屋，2「耕地」，1「採草地と池」，1「採草地と森林」および1「耕地，採草地と池」）＝1,371NT–NG＝1,371NT

第4表　貨幣貢租想定償却一時金の村別合計額

（Ⅷ）（ⅰ）（11農民地，3園地，146家屋と2水車）≒10,986NT17NG≒10,986NT

（ⅱ）（7園地と5家屋）＝345NT–NG＝345NT

（iii）（19農民地，11園地，42家屋，3水車，1宿屋および2「耕地と採草地」）≒2,635NT 7 NG≒2,635NT

（ⅴ）（14農民地，4園地と39家屋）≒1,422NT 2 NG≒1,422NT

（vi）（6農民地，2園地，24家屋と1水車）＝429NT15NG≒429NT

（iv）（1農民地，2園地と6家屋）≒140NT 7 NG≒140NT

（vii）（1農民地，1園地と1家屋）＝100NT 5 NG≒100NT

7村（ⅰ－vii）合計額（52農民地，27園地，212家屋，6水車，1宿屋および2「耕地と採草地」）＝16,058NT25NG≒16,058NT

第5表　放牧権・地役権償却一時金の村別合計額

（Ⅵ）（ⅰ）（騎士領領主）≒585NT 2 NG≒585NT

（注1）ザイデルは次のように述べている．リンバッハ，オーバーフローナ，ミッテルフローナとケーテンスドルフの土地所有者が騎士領に給付すべきであった連畜賦役が，それと結び付いた手賦役とともに，1836年に和解によって償却された．また，家屋に課される手賦役も，償却されることになり，全国償却委員会が同年に協定を調査し，あるいは，補償を決定する．Seydel 1908，S.423．しかし，これらの記述は問題であろう．なぜなら，第1の文章に関して言えば，全国償却委員会は32年償却法によって，償却・共同地分割に関するすべての協定を承認し，発効させる権限を与えられており，この権限は，全国償却委員会への一方の当事者の提議に基づいて特別委員会の仲介で作成された協定ばかりでなく，当事者相互間の合意のみによって作成された協定にも，及んでいたからである．Groß　1968，S.109．ところが，上記の2文章に記された，36年の両当事者の和解による連畜賦役・手賦役償却協定も，全国償却委員会の仲介による手賦役償却協定も，同委員会文書に含まれていない．また，リンバッハに関連するけれども，騎士領リンバッハには関係しない同委員会文書4編の協定については，本稿第9節(1)（注1）で言及した．ただし，拙稿，「ザクセンにおける封建的諸義務の償却に関する法的諸規定」，本誌本号，第2節本文末尾で述べたような，全国委員会による承認を得ないで締結された私的償却協定が，この騎士領に関連して締結されたとは，確証されないので，このような協定は存在しない，と私は想定する．

（注２）1833－1917年について，松尾 1990，pp.266－267を参照．ただし，全体で25,000件を超える償却提議・決済件数の中で，狩猟権のそれは僅か２件にすぎなかった．

（注３）16世紀にザクセンは銀貨ターラーをドイツで初めて鋳造した．1763年の七年戦争敗北後は，計算単位はターラーにしたままで，オーストリアを中心に普及していた20グルデン本位制，いわゆる協定本位制の体制を取った．しかし，ザクセンはドイツ関税同盟加入の後，フランス革命の一結果としての十進法本位制を，1838年の鋳貨会議で提案した．その提案が否決されると，ザクセンはプロイセンの14ターラー本位制を基本的に受け入れ，40年の鋳貨法を制定した．ただし，プロイセンでは１グロッシェンは依然として12プフェニヒであったが，ザクセンでは１グロッシェンが10プフェニヒとされた．Schmidt 1966，S.156－157.

（注４）Verordnung zu Ausführung des Gestzes vom 21. dieses Monats, das in Folge der neuen Münzverfassung festzustellende Verhältniß der künftigen Landesmünzen zu den zeitherigen, ingleichen zu andern Währungen, sowie die daraus für den Geldverkehr im Allgemeinen abzuleitenden Verbindlichkeiten betr., vom 23. 7. 1840. なお，新旧貨幣制度について，本稿第１節⑵（注３）をも参照．

⑵ 封建的諸義務償却一時金の合計額

封建的諸義務６種目の償却一時金合計額についての本節第１－第５表を基礎にして，全封建的諸義務償却一時金の種目別・村別合計額を計算し，それらの比較を試みよう．まず，償却協定別にまとめたものが，第６表である．賦役についてだけは種類別合計額も併記した．この比較の前提として，最初の償却協定が締結された1837年から，最後の償却協定が締結された1853年までの16年間に，個々の封建的諸義務の償却評価額の基礎となる物価は変動しなかった，と想定されている．

第６表で各種目の償却一時金合計額の次の（　）は，封建的諸義務償却一時金全体に占める比率を表す（賦役にあっては３種類のそれも記載）．同一種目（賦役においては同一種類）が複数の協定によって償却された場合には，各協定で償却された金額が，その種目（ないし種類）の合計額に占める比率を，各行の最後に〈　〉で示した．それらの百分率はいずれも，小数点以下第１位を四捨五入したものである．この百分率表示方式は以下同様である．

第６表　封建的諸義務償却一時金全体の種目別構成

（Ａ）賦役

（ａ）連畜賦役

（Ⅰ）４村合計額（49フーフェ地）≒167NT〈２％〉

（Ⅱ）４村合計額（39フーフェ地）≒7,781NT〈94％〉

（Ⅲ）１村合計額（６園地）≒353NT〈４％〉

連畜賦役合計額≒8,301NT（19％）〈100％〉

（ｂ）手賦役

（Ⅰ）１村合計額（10フーフェ地）≒21NT〈０％〉

（Ⅱ）５村合計額（14フーフェ地，４園地，１家屋と１「耕地」）≒1,030NT〈16％〉

（Ⅲ）３村合計額（７園地と233家屋）≒4,523NTI〈69％〉

（Ⅳ）３村合計額（11園地，74家屋と１水車）≒945NT〈14％〉

手賦役合計額≒6,519NT（15％）〈100％〉

（ｃ）特殊な賦役

（Ⅲ）１村合計額（１水車）≒411NT（１％）〈100％〉

（ｄ）協定別賦役合計額

（Ⅰ）４村合計額（59フーフェ地）≒188NT〈１％〉

（Ⅱ）５村合計額（53フーフェ地，４園地，１家屋と１「耕地」）≒8,811NT〈58％〉

（Ⅲ）３村合計額（７園地，233家屋と１水車）≒5,288NT〈35％〉

（Ⅳ）３村合計額（11園地，74家屋と１水車）≒945NT〈６％〉

賦役合計額≒15,232NT（35％）〈100％〉

（Ｂ）現物貢租

（Ⅳ）４村合計額（12フーフェ地，２園地と１水車）≒1,351NT（３％）〈100％〉

（Ｃ）保有移転貢租

（Ⅴ）７村合計額（29「農民」地，29園地，255家屋，２建築用地，４水車，１「耕地と採草地」および26耕地）≒9,132NT〈87％〉

（Ⅶ）３村合計額（９農民地，１園地，48家屋，２「耕地」，１「採草地と池」，１「採草地と森林」および１「耕地，採草地と池」）＝1,371NT〈13％〉

保有移転貢租合計額≒10,503NT（24％）〈100％〉

（Ｄ）貨幣貢租

（Ⅷ）７村合計額（52農民地，27園地，212家屋，６水車，１宿屋および２「耕地と採草地」）≒16,058NT（37％）〈100％〉

（Ｅ）放牧権・地役権

（Ⅵ）１村合計額（騎士領領主）≒585NT（１％）〈100％〉

封建的諸義務償却一時金の６種目合計額≒43,729NT（100％）

第６表はまず，封建的諸義務償却一時金全体の種目別構成について次のことを明らかにする．封建的諸義務６種目の中で第１位を占めるものは，37％の貨幣貢租である.35％の賦役がそれにきわめて近く（賦役の中では連畜賦役［19％］が手賦役［15％］を凌駕している），24％の保有移転貢租が第３位である．以上の３種目だけで圧倒的な比率（96％）を占め，残りの現物貢租（３％）と放牧権・地役権（１％）の割合はきわめて小さい[1]．しかも，６種目の中の放牧権・地役権（１％）だけは騎士領領主がリンバッハの農民２人から買い戻したのに対して，封建的諸義務償却一時金のほぼすべて，すなわち，99％は領主制地代として領民が騎士領領主に償却したのであった[2]．

第６表はまた，種目別償却の時間的経過について次のことを示している．第１に，賦役（封建的諸義務償却一時金全体の35％）の大部分は1839年（Ⅱ＝賦役全体の58％）と40年（Ⅲ＝同35％）に償却された．それは，連畜賦役のほとんどが39年（Ⅱ＝連畜賦役全体の94％）に，また，手賦役の多くが40年（Ⅲ＝手賦役全体の69％）に償却されたからである．第２に，保有移転貢租（封建的諸義務全体の24％）は大部分が47年（Ⅴ＝保有移転貢租の87％）に廃止された．第３に，貨幣貢租（封建的諸義

務全体の37%）はすべてが54年（Ⅷ）に償却された．これら３種の領主制地代の償却額が50%を超えたのは，賦役合計で39年（連畜賦役で39年，手賦役で40年），保有移転貢租で47年，貨幣貢租で54年であった．この事情は，31年償却法が賦役について，46年の償却法補充法が保有移転貢租に関して，51年の償却法補充法が貨幣貢租について，一方の当事者の提議による償却を認めたことと深く関連している．償却の大部分を提議したのは，義務者たる領民であった．

封建的諸義務償却一時金全体について償却の時間的経過を示すものが，第７表である．各承認年の（　）の%は，封建的諸義務償却一時金額全体に占める比率を，〈　〉の%はこの比率の累積数字を示している．なお，償却地代の多くが，場合によってはほぼ全額が，それぞれの償却協定の承認後に地代銀行に委託されたが，地代銀行委託額を私は本稿で問題にしなかった．

第７表　封建的諸義務償却の時間的経過

1838年（Ⅰ）	188NT	（　0%）	〈　0%〉
1839年（Ⅱ）	8,811NT	（ 20%）	〈 20%〉
1840年（Ⅲ＋Ⅳ）	7,584NT	（ 17%）	〈 37%〉
1847年（Ⅴ）	9,132NT	（ 21%）	〈 58%〉
1848年（Ⅵ）	585NT	（　1%）	〈 59%〉
1851年（Ⅶ）	1,371NT	（　3%）	〈 62%〉
1854年（Ⅷ）	16,058NT	（ 37%）	〈 99%〉
1838－54年合計額	43,729NT	（100%）	〈100%〉

最高額が償却されたのは，1854年であり，それに47年，39年と40年が続いた．この４年だけで全体の95%を占めている.38年に始まった償却が50%を超えたのは，三月革命直前の47年であり，54年に償却は完了した[(3)]．

第１－第５表の種目別数値を12村別に組み替え，まとめたものが，第８表である．各村合計額の次の（　）は，封建的諸義務償却一時金の12村合計額に占める比率を，各行最後の〈　〉は，各村合計額に占める比率を表す．

第８表　封建的諸義務償却一時金の村別・種目別合計額

（ｉ）リンバッハ

（Ａ）賦役

（Ａａ）連畜賦役

（Ⅱ）（８フーフェ地）≒1,693NT〈８％〉

（Ａｂ）手賦役

（Ⅱ）（４フーフェ地と１家屋）≒297NT〈１％〉

（Ⅲ）（154家屋）≒2,947NT〈13％〉

手賦役合計額≒3,244ＮＴ〈14％〉
（Ａｃ）特殊な賦役
（Ⅲ）（１水車）≒411NT〈２％〉
（Ａｄ）協定別賦役合計額
（Ⅱ）（12フーフェ地と１家屋）≒1,991NT〈９％〉
（Ⅲ）（154家屋と１水車）≒3,358NT〈15％〉
賦役合計額≒5,349NT〈24％〉
（Ｃ）保有移転貢租
（Ⅴ）（９「農民」地，５園地，155家屋，１建築用地，１水車，１「耕地と採草地」および11「耕地」）＝4,587NT〈20％〉
（Ⅶ）（５農民地，35家屋，２「耕地」，１「採草地と池」および１「耕地，採草地と池」）≒1,038NT〈５％〉
保有移転貢租合計額≒5,625NT〈25％〉
（Ｄ）貨幣貢租
（Ⅷ）（11農民地，３園地，146家屋と２水車）≒10,986NT〈49％〉
（Ｅ）放牧権・地役権
（Ⅵ）（騎士領領主）≒585NT〈３％〉
村合計額≒22,545NT（52％）〈100％〉
（ⅱ）ケンドラー
（Ａ）賦役
（Ａａ）連畜賦役
（Ⅲ）（６園地）≒353NT〈26％〉
（Ａｂ）手賦役
（Ⅱ）（１園地）≒19NT〈１％〉
（Ⅲ）（６園地と５家屋）≒256NT〈19％〉
手賦役合計額≒275NT〈20％〉
（Ａｄ）協定別賦役合計額
（Ⅱ）（１園地）≒19NT〈１％〉
（Ⅲ）（６園地と５家屋）≒609NT〈44％〉
賦役合計額≒628NT〈45％〉
（Ｃ）保有移転貢租
（Ⅴ）（７園地と２家屋）≒296NT〈21％〉
（Ⅶ）（１園地と１家屋）≒112NT〈８％〉
保有移転貢租合計額≒408NT〈30％〉
（Ｄ）貨幣貢租
（Ⅷ）（７園地と５家屋）＝345NT〈25％〉

村合計額≒1,381NT（３％）〈100％〉

（iii）オーバーフローナ

（A）賦役

（Ａａ）連畜賦役

（Ⅱ）(15フーフェ地）≒3,222NT〈36％〉

（Ａｂ）手賦役

（Ⅱ）(４フーフェ地と３園地）≒285NT〈３％〉

（Ⅳ）(８園地，46家屋と１水車）≒586NT〈７％〉

手賦役合計額≒871NT〈10％〉

（Ａｄ）協定別賦役合計額

（Ⅱ）(19フーフェ地と３園地）≒3,507NT〈39％〉

（Ⅳ）(８園地，46家屋と１水車）≒586NT〈７％〉

賦役合計額≒4,093NT〈46％〉

（C）保有移転貢租

（Ⅴ）(11「農民」地，13園地，24家屋，１建築用地，２水車と15「耕地」）≒2,155NT〈24％〉

（D）貨幣貢租

（Ⅷ）(19農民地，11園地，42家屋，３水車，１宿屋および２「耕地と採草地」）≒2,635NT〈30％〉

村合計額≒8,883NT（20％）〈100％〉

（iv）ブロインスドルフ

（A）賦役

（Ａａ）連畜賦役

（Ⅰ）(１フーフェ地）≒８NT〈２％〉

（Ａｂ）手賦役

（Ⅳ）(２園地と５家屋）≒105NT〈22％〉

（Ａｄ）協定別賦役合計額

（Ⅰ）(１フーフェ地）≒８NT〈２％〉

（Ⅳ）(２園地と５家屋）≒105NT〈22％〉

賦役合計額≒113NT〈24％〉

（C）保有移転貢租

（Ⅴ）(１「農民」地と７家屋）≒227NT〈47％〉

（D）貨幣貢租

（Ⅷ）(１農民地，２園地と６家屋）≒140NT〈29％〉

村合計額≒480NT（１％）〈100％〉

（ｖ）ケーテンスドルフ

（A）賦役

（Ａａ）連畜賦役

（Ⅱ）(11フーフェ地）≒1,670NT〈26％〉

（Ａｂ）手賦役

（Ⅱ）(３フーフェ地）≒154NT〈２％〉

（Ⅲ）(１園地と74家屋）≒1,320NT〈20％〉

手賦役合計額≒1,474NT〈23％〉

（Ａｄ）協定別賦役合計額

（Ⅱ）(14フーフェ地）≒1,824NT〈28％〉

（Ⅲ）(１園地と74家屋）≒1,320NT〈20％〉

賦役合計額≒3,144NT〈48％〉

（Ｃ）保有移転貢租

（Ⅴ）(７「農民」地，４園地，63家屋と１水車）≒1,727NT〈27％〉

（Ⅶ）(４農民地，12家屋および１「採草地と森林」）≒220NT〈３％〉

保有移転貢租合計額≒1,947NT〈30％〉

（Ｄ）貨幣貢租

（Ⅷ）(14農民地，４園地と39家屋）≒1,422NT〈22％〉

村合計額≒6,513NT（15％）〈100％〉

(vi) ミッテルフローナ

（Ａ）賦役

（Ａａ）連畜賦役

（Ⅱ）(５フーフェ地）≒1,194NT〈35％〉

（Ａｂ）手賦役

（Ⅱ）(３フーフェ地と１「耕地」）≒274NT〈８％〉

（Ⅳ）(１園地と23家屋）≒252NT〈７％〉

手賦役合計額≒526NT〈16％〉

（Ａｄ）協定別賦役合計額

（Ⅱ）(８フーフェ地と１「耕地」）≒1,468NT〈43％〉

（Ⅳ）(１園地と23家屋）≒252NT〈７％〉

賦役合計額≒1,720NT〈51％〉

（Ｂ）現物貢租

（Ⅳ）(10フーフェ地と１園地）≒1,210NT〈36％〉

（Ｃ）保有移転貢租

（Ⅴ）(４家屋）≒25NT〈１％〉

（Ｄ）貨幣貢租

（Ⅷ）(６農民地，２園地，24家屋と１水車）≒429NT〈13％〉

村合計額≒3,384NT（８％）〈100％〉

(vii) ブルカースドルフ

（B）現物貢租

（Ⅳ)(１フーフェ地と１園地）≒６NT〈３％〉

（C）保有移転貢租

（Ⅴ)(１「農民」地）≒112NT〈51％〉

（D）貨幣貢租

（Ⅷ)(１農民地，１園地と１家屋）≒100NT〈46％〉

村合計額≒218NT（０％)〈100％〉

(viii) ニーダーフローナ

（A）賦役

（Ａａ）連畜賦役

（Ⅰ)(18フーフェ地）≒72NT〈77％〉

（Ａｂ）手賦役

（Ⅰ)(10フーフェ地）≒21NT〈22％〉

（Ａｄ）協定別賦役合計額

（Ⅰ)(28フーフェ地）≒94NT〈100％〉

村合計額≒94NT（０％)〈100％〉

(ix) ライヒェンブランド＋（ｘ）グリューナ

（A）賦役

（Ａａ）連畜賦役

（Ⅰ）ライヒェンブランド（10フーフェ地）

（Ⅰ）グリューナ（20フーフェ地）

（Ⅰ）２村合計額（30フーフェ地）≒85NT〈100％〉

（Ａｄ）協定別賦役合計額

（Ⅰ）２村賦役合計額（30フーフェ地）≒85NT〈100％〉

２村合計額≒85NT（０％)〈100％〉

(x) モースドルフ

（B）現物貢租

（Ⅳ)(１フーフェ地）≒130NT〈100％〉

村合計額≒130NT（０％)〈100％〉

(xi) ゲッパースドルフ

（B）現物貢租

（Ⅳ)(１水車）≒３NT〈100％〉

村合計額≒３NT（０％)〈100％〉

封建的諸義務償却一時金の12村合計額≒43,716NT（100％）

第８表の12村合計金額は第６表の６種目合計金額よりいくらか小さい．すなわち，前者は後者の99.997％である．しかし，これは，本節で換算の際に各村の各種目償却一時金合計のAP額，NP額，NG額を切り捨てたことから生じた誤差である．例えば，第１表（ａ）の（Ⅰ）で，ⅳとⅷ－ｘのそれぞれの一時金額を加算すると，165NTになるけれども，同表（Ⅰ）の４村合計は167NTとなっている．この程度の誤差は，本節で示している比率（小数点以下第１位を四捨五入した数値）から見れば，問題とするに足りないであろう．なお，第８表の百分率は同表の合計額を基準にしている．

第８表の合計額から見ると，封建的諸義務償却一時金の過半を負担するのは，（ⅰ）(52％）であり，（ⅲ)(20％）はそれよりも遙かに小さく，それに続くのが，（ⅴ)(15％)，（ⅵ)（８％），（ⅱ)（３％），（ⅳ)（１％）であり，（ⅶ)，（ⅷ)，（ⅸ)＋（ｘ)，（ⅺ）と（ⅻ）の６村は０％である．しかしながら，封建的諸義務償却一時金各種目の地位は各村で著しく異なる.12村の負担の過半を負担する（ⅰ）リンバッハでは，貨幣貢租が村合計額の49％を占めて，最大の種目である．次は25％の保有移転貢租で，それより僅かに低いのが，賦役の24％である．ここの賦役では，14％の手賦役が８％の連畜賦役よりも大きい.12村中第２位の（ⅲ）オーバーフローナでは，賦役が村合計額の46％を占め，リンバッハのそれの比率の約２倍である．その賦役の中では36％の連畜賦役が10％の手賦役を圧倒している.30％の貨幣貢租はリンバッハのそれの比率よりも非常に低く，24％の保有移転貢租はリンバッハとほぼ同等である.12村中第３位の（ⅴ）ケーテンスドルフでは，賦役の割合が村合計額の48％に達し，上記オーバーフローナのそれよりも高い．そして，連畜賦役の26％が手賦役の23％よりもやや高い．ここでは30％の保有移転貢租が22％の貨幣貢租を上回る．第４位の（ⅵ）ミッテルフローナでは，賦役が村合計額の51％に及ぶ．しかも，連畜賦役が35％で，16％の手賦役より遙かに大きい．さらに，ここでは，上記３村に見られなかった現物貢租が，36％を占める．他方では，貨幣貢租は13％にすぎず，保有移転貢租は僅か１％である．第５位の（ⅱ）ケンドラーでは，賦役が村合計額の45％に達し，しかも，連畜賦役の比率が手賦役より高い．第６位の（ⅳ）ブロインスドルフでは，保有移転貢租の割合が47％を占める．第７位は，村合計額が全封建的諸義務償却一時金合計額から見ると，いずれも０％となる６村である．ところが，この６村の事情も同じではない．まず，（ⅶ）ブルカースドルフにおける保有移転貢租の割合は，（ⅳ）よりも高い51％である．（ⅷ）と（ⅸ)＋（ｘ）ではすべてが賦役であり，しかも，連畜賦役が（ⅷ）で77％，（ⅸ)＋（ｘ）に至っては，100％を占める．それに対して，（ⅺ）と（ⅻ）の領主制地代は現物貢租のみであった．

また，12村中の主要な４村で償却額が各村全体の50％を超えた時期を見てみると，貨幣貢租の割合が大きい（ⅰ）では，それの償却の遅れのために1854年であった．賦役の割合の大きい村々は，それの早期の償却に影響されて，（ⅲ）と（ⅴ）は47年，（ⅵ）はさらに早く40年であった．

付言すれば，騎士領領主はリンバッハの農民から放牧権・地役権を買い戻したが，それは同村償却一時金合計額の３％にすぎなかった．また，騎士農場以外に２個の騎士領領主所有地があったけれども，その中のケーテンスドルフの酒店の賦役は無償で廃止された．そして，オーバーフローナの１農民地の貨幣貢租について騎士領領主が支払うべき貨幣貢租の償却一時金額も，同村合計額の０％であった．したがって，全村において封建的諸義務の圧倒的大部分を，しばしば全部を領主制地代とし

て償却したのは，領民であった．

なお，騎士領リンバッハが一円的に支配した集落は，ケーテンスドルフ，リンバッハ，オーバーフローナの３村であった[4]．そして，この３村が，封建的諸義務償却一時金全体の87％を負担している．ただし，全体の１％は第６表から騎士領領主による放牧権・地役権買い戻しであったから，３村領民の償却額は全体の86％になる．しかも，この騎士領は一円支配集落以外の９村からも，合計して封建的諸義務全体の12％を収取していたのである．

さらに，騎士領リンバッハは牧羊場を持ち，７村の土地の狩猟権を把持していた，と同時代文献は記している[5]．当時のザクセンで興隆した牧羊業の基礎は，騎士領が所属村落の農民耕地に大量の羊毛用羊を放牧する権利であった[6]．しかし，「リンバッハ裁判所の諸権利についての1802年の台帳」によれば，騎士領リンバッハでは御館奉公人が「台所用羊」（自家消費用肉羊）を飼育していたにすぎず，ケンドラーには騎士領の羊用牧草地もあった．そのために本騎士領の領民の土地は騎士領の羊放牧権に服していなかった[7]．したがって，償却さるべき羊放牧権は，ここには存在しなかった．また，狩猟権[8]は下級行政官庁への提議を通じて償却されたのであろう．それに関する償却協定は，全国委員会文書としては存在しない．上記「1802年の台帳」によれば，領民は狩猟賦役を果たさねばならなかった[9]．この賦役は三月革命期まで金納化されず，49年の「ドイツ国民の基本権公布令」によって無償で廃止された，と考えられる．なぜなら，53／54年の貨幣貢租償却協定（本稿第９節）に狩猟賦役代納金の項目がなく，その中に狩猟賦役代納金を含みうる賦役代納金も，本稿第９節第16表が示すように，貨幣貢租全体の１％を占めるにすぎないからである．

ところで，ザクセン王国で1838－43年に実施された検地と土地査定に基づいて，一筆毎の「純益」が算定された．そして，43年地租法は１ターラーの「純益」を３「地租単位」と表現した[10]．騎士領リンバッハを見ると，その地租単位は8,164であった[11]．したがって，この騎士領の純益は１年に2,721ターラーであった．他方で，この騎士領は1837／38年から53／54年までの16年間の償却事業によって，償却地代（償却一時金および，地代銀行証券と地代端数の規定倍額）を獲得した．その金額は，第６表によれば，封建的諸義務償却一時金合計約43,729ターラーから，放牧権・地役権買い戻しのための約585ターラーを差し引いた約43,144ターラーである．しかし，本稿第９節⑴冒頭で記したように，貨幣地代を20倍の一時金によって一括して支払う義務者も少なくなかった，などの理由から，騎士領領主が実際に受け取ったのは，上記約43,144ターラーよりも小さかったはずである．騎士領領主受領額が４万ターラーであった，と仮定すると，16年間の平均額は2,500ターラーとなる．これは当騎士領の年間純益の92％にも達する．

最後に，この所領領民が1830年代初頭の「九月騒乱」期と1848／49年の三月革命期に提起した要求と，封建地代償却の進行との関連を見てみよう．「九月騒乱」期については，残されている唯一の資料，「靴下編工・間借人から提出された請願書への回答」から判断すれば，織機貢租，紡糸貢租と賦役代納金の完全廃止あるいは軽減が要求された，と考えられる[12]．この中の織機貢租と紡糸貢租は，本稿第９節の貨幣貢租に含まれないから，領主裁判権に基づく義務として，51年償却法補充法によって，義務者にとっては無償で，廃止されたであろう．三月革命期には，多くの領民が加入した，リンバッハとケーテンスドルフの祖国協会が，邦議会への請願書に署名した．これらの共同請願書は，騎

士領領主＝農民関係に直接関連する要求項目を含んではおらず，48年12月に選挙された邦議会への断固たる支持，という政治的立場を表明している．これは，48年11月に大幅に改正された選挙法に基づいて実施された邦議会選挙において，祖国協会を中心とする民主派が上・下両院で圧勝したが，この選挙の直前に祖国協会の農業綱領が修正され，証明不可能な封建的諸負担の無償廃棄を要求することになった事実と，密接に関連するであろう[13]．

（注１）義務者を農民だけと前提して，ザクセン全体の提議総件数から見た，償却の年次別・種目別構成についての Groß 1968の所説は，拙稿，「法的諸規定」，第２節，本誌本号を参照．騎士領リンバッハに関して償却決済の数だけから見ると，そして，1660号協定を賦役と現物貢租の双方に，6834号協定を放牧権と地役権の双方に数えると，種目別決済総件数は10（100％）となり，その中で賦役４（40％），保有移転貢租２（20％），現物貢租１（10％），貨幣貢租１（10％），放牧権１（10％），地役権１（10％）となる．この数字は Groß 1968の上記比率と大いに異なる．また，全国償却委員会の統計では，償却協定決済の最大数は賦役で1840年，現物貢租で55年，貨幣貢租で52－54年頃，保有移転貢租で49－53年頃，放牧権で43年，協定全体で52－54年頃であり，協定の累積数が全体の50％を超えたのは，賦役で43年，現物貢租で48年，貨幣貢租で54年，保有移転貢租で52－53年，放牧権で44年，協定全体で52－53年であった．騎士領リンバッハについては，協定数が少ないので，やや違った角度から考察すると，賦役の償却は1838年に始まり，40年に完了した．保有移転貢租は47年に始まり，51年に終了した．現物貢租，放牧権・地役権と貨幣貢租は40年，48年，54年にそれぞれ１編の協定でもって完結した．しかも，Groß 1968は決済件数と封建的諸義務の経済的意義との関係を全く無視していたのに対して，本節第６表は１騎士領だけに関してではあるが，封建的諸義務償却一時金全体に占める諸義務６種目（実際には，放牧権と地役権がまとめられている）の割合を示したのである．

（注２）さらに，領主制地代を義務づけられた不動産の中に，２個の騎士領領主所有地があった．①ケーテンスドルフの酒店（１連畜所有地と１手［賦役］地）の賦役は，その存在が第1163号協定第３条 b によって確認されるけれども，内容不明のその賦役は無償で廃止された．②第10677号協定によれば，オーバーフローナの貨幣貢租は合計で16,000ターラーを超えていたのであるが，同協定一連番号249の農民地（騎士領領主が同村に所有する土地）に賦課されていた貨幣貢租は，１ターラーにも満たなかった．このように，これら２個の騎士領領主所有地からの償却一時金は全体の０％であったから，本注を付けた本文の記述は，訂正の必要がないであろう．

（注３）ザクセン全体の提議件数から見た償却の時間的順序についての，Groß 1968の所説，および，ザクセン全体の年次別委託地代額に関する，しかも，これらの委託地代がすべて「騎士領所有者に支払われた」，と主張する，Groß 1968の所説は，前掲拙稿，「法的諸規定」，第２－第３節，本誌本号を参照．彼の挙げた数字は委託地代額であって，償却地代額そのものではない．そして，委託地代額が全体の50％を超えたのは，53年であった．それに対して，本稿は Groß 1968の議論と前提を異にしており，１騎士領の領主＝農民関係のみを対象とし，かつ，本節第７表の封建的諸義務償却一時金額は，地代銀行に委託されなかった償却金を含む，すべての償却地代の年次別一時金換算額であり，騎士領所有者を義務者とするものをも含んでいる．その年次別一時金換算額が全体の50％を超えたのは，本節によれば47年であった．

（注４）松尾 2001，pp.30－31.

（注５）松尾 2001，p.33.

（注６）拙稿，「ザクセンにおける牧羊業の興隆と衰退」，本誌，３巻２号，1971年；拙稿，「ザクセン牧羊業の発展と農民経済」，大野英二・住谷一彦・諸田實（編），『ドイツ資本主義の史的構造』，有斐閣，1972年．

（注７）Seydel 1908，S.394－395，398.

（注８）当騎士領が狩猟権を把持していたことは，上記「1802年の台帳」にも記されている．Seydel 1908，S.395．な

お，狩猟権償却協定については，本節(1)（注２）をも参照.

（注９）Seydel 1908，S.395.

（注10）松尾 1990，p.220；松尾 2001，p.18．なお，ザクセン本領地域にある騎士領700－710の地租単位規模別分布は，松尾 1990，p.210，第68－第69表を参照.

（注11）松尾 2001，p.30．なお，騎士領リンバッハは1846年に von Wallwitz から von Rhöden に，1851年に von Rhöden から von Welck に売却された．その時の騎士領自体の価格は46年に104,000ターラーであり，51年には89,000ターラーであった．Seydel 1908，S.444，453.

（注12）松尾 2001，pp.44－45，148－149.

（注13）松尾 2001，pp.207－212，221.

Ablösungen der Grundlasten auf dem westsächsischen Rittergut Limbach

Nobushige Matsuo

(Ⅰ) Abschriften der Ablösungsrezessen von Paul Seydel (Vol. 37, No. 3)

(Ⅱ) Ablösungsrezeß Nr. 1659 der sächsischen Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen (Vol. 38, No. 1)

(Ⅲ) Ablösungsrezeß Nr. 1660 der Generalablösungskommission

(Ⅳ) Ablösungsrezeß Nr. 8173 der Generalablösungskommission (Vol. 38, No. 2)

(Ⅴ) Ablösungsrezeß Nr. 902 der Generalablösungskommission

(Ⅵ) Ablösungsrezeß Nr. 1163 der Generalablösungskommission (Vol. 38, No. 3)

(Ⅶ) Ablösungsrezeß Nr. 6470 der Generalablösungskommission

(Ⅷ) Ablösungsrezeß Nr. 6834 der Generalablösungskommission (Vol. 38, No. 4)

(Ⅸ) Ablösungsrezeß Nr. 10677 der Generalablösungskommission (Vol. 39, No. 1)

(Ⅹ) Gesamtsumme aller Grundlastenablösungskapitalien nach den Arten der Verpflichtungen und nach den pflichtigen Dörfern

(1) Gesamtsumme einzelner Grundlastenablösungskapitalien nach den 6 Arten der Verpflichtungen

(2) Gesamtsumme aller Grundlastenablösungskapitalien